

最大100万円

美郷暮らし

平成24年度からの「税制に配慮する措置」により、若者定住促進奨励金（交付）

町民の方OK / 町外から転入される方OK / 建物の建て替えもOK!



2 次の条件を満たしている方が対象です

- ・税金や各種納付金等を完納していること
 - ・美郷町に定住（5年以上）することを目的に、**町内事業所または空き家所有者から家屋を取得**し、6カ月以内に世帯全員が美郷町に住民登録していること
- ※家屋は、平成24年度から固定資産税が課税されることになったものに限ります。（所有者に新たに課税されることになった**空き家の場合も対象**になります。）

3 申請期限

新たに固定資産税が課税されることになった年度の7月末日までに、交付申請書を提出してください。

ご注意

若者定住促進奨励金の対象にならなくても、従来の定住促進奨励金の対象となる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ

町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

なるほど上下水道

冬期明けのメータ検針にご協力ください

冬期間、積雪のために休んでいた上水道や農業集落排水のメータ検針を、5月10日頃から再開します。検針にあたっては、次の点にご協力・ご留意をお願いします。

■メータ検針へのご協力をお願いします

- ・検針員が各家の敷地に入って検針させていただきますので、ご了解願います。
- ・メータボックスの上に冬囲い資材などを置いたままでは検針できなくなってしまいます。スムーズに検針できるよう、ご協力をお願いします。

■5月の料金には冬期間の超過料金が含まれます

- ・冬期間は基本料金だけをいただいています。
- ・5月分の料金には12月から5月までの冬期間の超過料金も含まれますので、金額が高くなります。

漏水修繕する場合、その業者が町指定の水道工事業者かどうかご確認ください。

■冬期間の凍結などで漏水した場合

今年の冬は極端に気温が下がった日もあり、凍結などで水道管が破損し、漏水していることも予想されます。漏水と思われる場合は、次の方法で確認してください。

◎漏水の確認方法

全ての蛇口を閉じた状態でメータの**パイロットマーク**が回っている場合は漏水と考えられます。（デジタルメーターの場合は黒く点滅します）

パイロットマーク



◎漏水の修繕

町が指定している水道工業者に依頼して、できるだけ早めの修繕を行ってください。

◎料金の減免等

修繕をした水道工業者から「漏水証明」を作成してもらい、役場に減免申請をしてください。ただし、凍結防止のために夜間蛇口から水を流しっぱなしにしていたり、明らかに不注意によるものは減免の対象となりません。

問い合わせ

町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

平成24年度から後期高齢者医療の保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに改定されることになっており、平成24年度から保険料率が変わります。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料

の軽減措置については、平成23年度と同じ割合で継続されます。**改定後の保険料率に基づく保険料額は、平成24年7月中旬頃にみなさまに通知する予定です。**

後期高齢者医療保険料の内訳

$$\text{保険料額} = \text{均等割額} + \text{所得割額} (\text{所得} \times \text{所得割率})$$

均等割額 → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です。
 所得割額 → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です。

● 保険料率が変わります

平成23年度まで		平成24年度から	
均等割額	38,925円	均等割額	39,710円
所得割率	7.18%	所得割率	8.07%

● 均等割額の軽減措置(軽減割合は変更ありません)

世帯主および被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額 H23年度まで	均等割額 H24年度から
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,800円	5,900円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,800円	3,900円
基礎控除額(330,000円)+245,000円×被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	5割	19,400円	19,800円
基礎控除額(330,000円)+350,000円×被保険者の数	2割	31,100円	31,700円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	9割	3,800円	3,900円

● 所得割額の軽減措置(軽減割合は変更ありません)

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58万円以下(年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割

● 賦課限度額が変わります

	平成23年度まで	平成24年度から
賦課限度額	50万円	55万円

保険料率の算定について

保険料率は「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づいて、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。

今回の保険料率改定では、医療費の増加等の要因に

より、みなさまに納めていただく保険料も引き上げられることになりました。算定の経緯については、広域連合のホームページで紹介しています。また、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

お問い合わせ先

秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155
 総務課 ☎018-838-0610
 ホームページ◎<http://www.akita-kouiki.jp/>(左枠「保険料について」内)
 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187-84-4907